

認定こども園岩崎保育園運営規程

(施設の目的及び運営の方針)

第1条 社会福祉法人 洗心会が設置する保育所型認定こども園岩崎保育園(以下本園)は就学前の教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に基づき、義務教育及びその後の教育を培うものとして満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

2 本園は、教育基本法(平成18年法律第120号)、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)その他の関係法令を遵守して運営する。

(提供する教育・保育の内容)

第2条 本園の教育課程その他の教育・保育の内容は、認定こども園教育・保育要領(平成26年内閣府文部科学省・厚生労働省告示第1号)に示された五領域(健康、人間関係、環境、言葉、表現)のねらいが達成されるよう、総合的に指導する。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第3条 本園に次の職員を置く。

職 種	員 数	職務の内容
(1) 園 長	1名	運営の統括
(2) 副園長	1名	園長補佐
(3) 主幹保育教諭	2名	保育の計画・指導など
(4) 保育教諭	9名以上	保育実践
(5) 事務職員	1名	事務作業
(6) 園 医	1名	園児の健康診断・健康指導
(7) 園歯科医	1名	園児の歯科検診・歯科衛生指導
(8) 調理員	3名	園児の給食調理・食育指導

2 前項の職員の職務は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、その他の関係法令の定めるところによる。

(教育・保育を行う日及び時間等)

第4条 本園の教育・保育を行う日及び時間等は、次のとおりとする。

(1) 教育(1号認定の幼児)

教育を行う期間等は、原則として次のとおりとする。

1 学年の教育週数 39 週以上

1 週の教育日数 5 日

1 日の教育時間数 9 時 00 分～16 時 00 分の 7 時間を原則とする。

(2) 教育及び保育(2号認定の幼児、3号認定の乳幼児)

教育及び保育時間及び開所時間は、原則として次のとおりとする。

教育及び保育時間 11 時間

開所時間 保育標準時間 7 時 00 分～18 時 00 分

保育短時間 9 時 00 分～17 時 00 分

(保育料等)

第5条 本園においては、北九州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例(平成26年条例第54号)第14条第1項により、園児の居住する市町村が定める額の基本保育料を保護者から徴収する。

2 本園においては、北九州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例第14条第4項により、次のとおり実費を徴収する。

(1) 給食食材費+主食費

1号認定の幼児 月額 5,400 円

2号認定の幼児 月額 6,700 円

(2) その他本園の利用において通常必要とされるものに係る費用で保護者に負担させることが適当と認められるもの

3 前項の実費については、書面に於いて保護者に事前に説明する。

(子どもの区分ごとの利用定員)

第6条 本園の子ども・子育て支援法第31条第1項の利用定員は、次のとおりとする。

(1) 教育標準時間の認定を受けた園児 15 人

(2) 保育時間の認定を受けた園児のうち満3歳以上の者 60 人

(3) 保育時間の認定を受けた園児のうち満3歳未満の者 60 人

(利用の開始及び終了に関する事項等)

第7条 本園の入園、退園、休園、等に関する事項は、次の定めるとおりとする。

2 利用の申込みのあった教育標準時間の認定を受けた者と現に本園を利用している教育標準時間の認定を受けた園児の総数が利用定員の総数を超える場合については、北九州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例第7条第2項により、抽選、申込

みを受けた順序により決定する方法、本園の教育理念に基づく選考等、事前に園長が定めて保護者に明示した公正な方法により選考する。

- 3 前項の選考の方法その他入園に必要な手続は、毎年度、募集要項を定めて明示する。ただし、保育時間の認定を受けた者については、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 24 条に基づき市町村が行う利用の調整に従い決定される。
- 4 本園は、保育時間の認定を受けた園児の利用について市町村が行う利用の調整及び要請に対し、北九州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例第 8 条により、できる限り協力する。
- 5 退園又は休園しようとする者は、所定の様式にその理由と時期を記して保護者から園長に届け出るものとする。
- 6 園長は保育料を 3 か月以上滞納し、督促にも応じない際は退園させることができる。支払いの意思があり、やむを得ないと園長が判断した場合にはこの限りではない。

（緊急時における対応方法及び非常災害対策）

第 8 条 本園においては、園児の安全の確保を図るため、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 27 条の規定により学校安全計画を策定し実施するとともに、同法第 29 条第 1 項の規定により危険等発生時対処要領を作成し訓練等を行う。

- 2 本園は、学校保健安全法及び北九州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例第 33 条に従って、市町村、保護者等への連絡、警察署その他の関係機関との連携を図る。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第 9 条 本園は、園児に対する虐待を防止するため、教職員に対する研修を定期的に行う。